

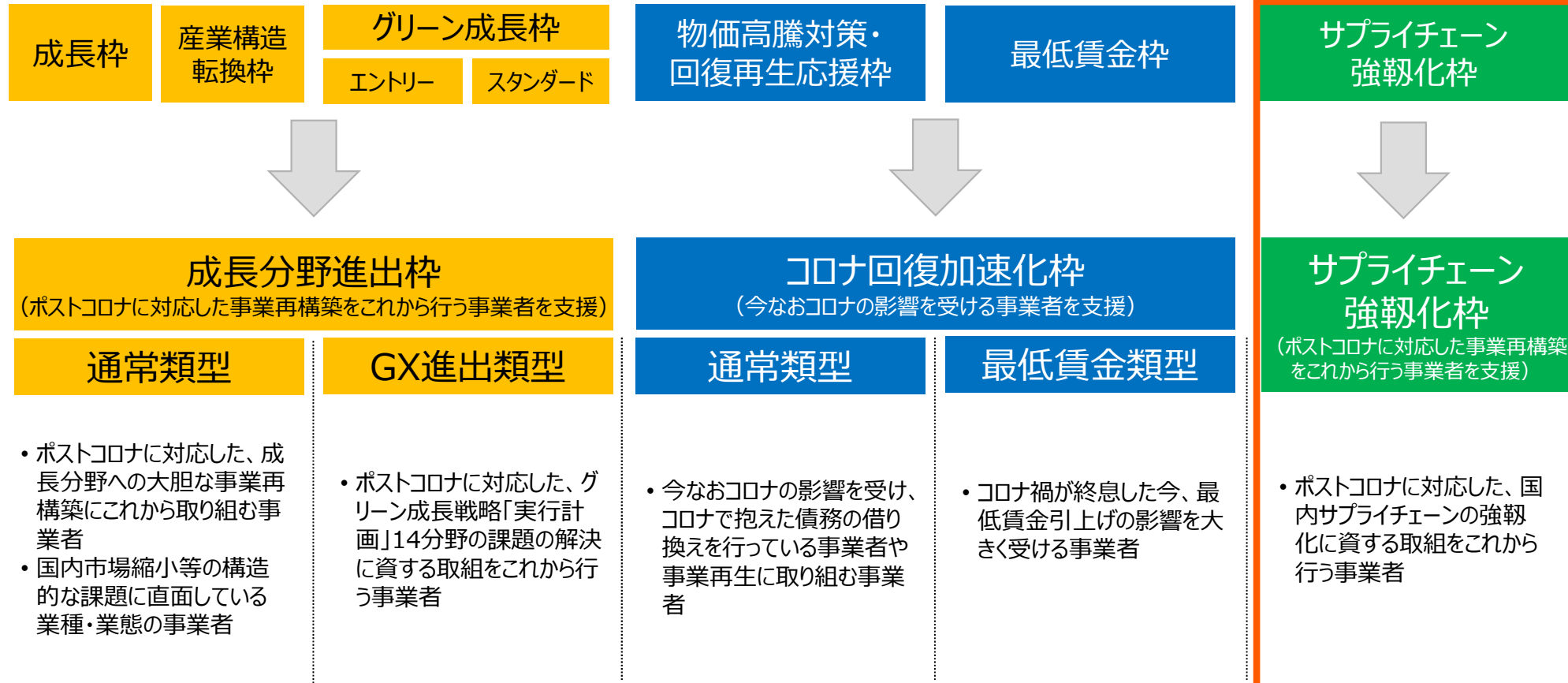
事業再構築補助金（第12回） 【サプライチェーン強靱化枠】 の概要

令和6年4月
地域経済産業グループ

第12回公募の全体像

- 新型コロナ対策として造成された基金において、既存の事業類型を見直し。
- 今なおコロナの影響を受ける事業者への支援及びポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者への支援に重点化。

第11回
公募まで



第12回公募の全体像

	成長分野進出枠		コロナ回復加速化枠		サプライチェーン 強靱化枠
	通常類型	GX進出類型	通常類型	最低賃金類型	
対象	<ul style="list-style-type: none"> ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者 国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 今なおコロナの影響を受け、コロナで抱えた債務の借り換えを行っている事業者や事業再生に取り組む事業者 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍が終息した今、最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ポストコロナに対応した、国内サプライチェーンの強靱化に資する取組をこれから行う事業者
補助上限 <small>(従業員30人の場合)</small>	3,000万円 <small>(※4,000万円)</small> <small>※短期に大規模賃上げを行う場合</small>	中小：5,000万円 <small>(※6,000万円)</small> 中堅：1億円 <small>(※1.5億円)</small> <small>※短期に大規模賃上げを行う場合</small>	2,000万円	1,500万円	3億円 <small>(※5億円)</small> <small>※建物費を含む場合</small>
補助率	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業1/2 (※2/3) 中堅企業1/3 (※1/2) <small>※短期に大規模賃上げを行う場合</small>	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業1/2 (※2/3) 中堅企業1/3 (※1/2) <small>※短期に大規模賃上げを行う場合</small>	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業2/3 中堅企業1/2 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業3/4 (一部2/3) 中堅企業2/3 (一部1/2) 	<ul style="list-style-type: none"> 中小企業1/2 中堅企業1/3
対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ●建物費、機械装置・システム構築費、技術導入費、外注費・専門家経費、広告宣伝費・販売促進費、研修費、廃業費 ※廃業費は成長分野促進枠（通常類型）のみ 				<ul style="list-style-type: none"> ●建物費、機械装置・システム構築費
<ul style="list-style-type: none"> 卒業促進上乗せ措置：企業規模の拡大（中堅企業・大企業等への成長）を目指す事業者を支援 中長期大規模賃金引上促進上乗せ措置：3～5年の間に、より大規模な賃上げを目指す事業者を支援 					

共通要件

- 事業類型ごとの補助対象要件に加えて、共通要件を設けている。

必須要件（全枠共通）

- A：事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業である（※1）
B：事業計画を金融機関等や認定経営革新等支援機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む（※2）
C：補助事業終了後3～5年で付加価値額の年平均成長率3.0～5.0%（申請枠により異なる）以上増加
又は 従業員一人当たり付加価値額の年平均成長率3.0～5.0%（申請枠により異なる）以上増加

※1 事業再構築指針に示す「事業再構築」とは、下記の6類型を指します。

- ・**新市場進出**（新分野展開、事業転換）…新たな製品等で新たな市場に進出する
- ・**事業転換**…主な「事業」を転換する
- ・**業種転換**…主な「業種」を転換する
- ・**事業再編**…事業再編を通じて新市場進出（新分野展開、業態転換）、事業転換、又は業種転換のいずれかを行う
- ・**国内回帰**…海外で製造等する製品について、その製造方法が先進性を有する国内生産拠点を整備する
- ・**地域サプライチェーン維持・強靱化**…地域のサプライチェーンにおいて必要不可欠であり、その供給に不足が生じ、又は、生ずるおそれのある製品について、その製造方法が先進性を有する国内生産拠点を整備する

ただし、国内回帰及び地域サプライチェーン維持・強靱化はサプライチェーン強靱化枠に申請する事業者のみ選択可能です。
詳しくは、「事業再構築指針」、「事業再構築指針の手引き」もご確認ください。

※2 金融機関等から資金提供を受けて補助事業を実施する場合は、資金提供元の金融機関等による事業計画の確認を受ける必要があります。金融機関等からの資金提供を受けずに自己資金のみで補助事業を実施する場合のみ、認定経営革新等支援機関による事業計画の確認で要件を満たします。

サプライチェーン強靱化枠

- 国内サプライチェーンの強靱化の観点から、ポストコロナに対応した事業再構築をこれから行う事業者への支援を重点化。

サプライチェーン強靱化枠の対象となる事業者

必須要件（Aについては「国内回帰」または「地域サプライチェーン維持・強靱化」に限る。Cについては付加価値額の年平均成長率5.0%以上増加を求める。）に加え、以下の要件をいずれも満たすこと

- ① 取引先から国内での生産（増産）要請があること（事業完了後、具体的な商談が進む予定があるもの）
- ② 取り組む事業が、過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上拡大する業種・業態（※1）に属していること
- ③ 下記の要件をいずれも満たしていること
 - (1)経済産業省が公開するDX推進指標を活用し、自己診断を実施し、結果を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に対して提出していること。
 - (2)IPAが実施する「SECURITY ACTION」の「★★ 二つ星」の宣言を行っていること。
- ④ 下記の要件をいずれも満たしていること
 - (1)交付決定時点で、設備投資する事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高いこと。ただし、新規立地の場合は、当該新事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高くなる雇用計画を示すこと。
 - (2)事業終了後、事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間に給与支給総額を年平均成長率2%以上増加させる取組であること
- ⑤ 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトにて、宣言を公表していること。

※1 業界団体が要件を満たすことについて示した場合、その業種・業態を指定業種として指定します。また、指定された業種・業態以外であっても、応募時に要件を満たす業種・業態であることについて、客観的な統計等で示していただき、事務局の審査で認められた場合にも対象となります。過去の公募回で認められた業種・業態については、その後の公募回では指定業種として公表します。第11回公募までに公表された業種・業態は引き続き対象となります。

補助上限額・補助率

補助上限額

3億円 ※建物費を含む場合は5億円

補助率

中小 1/2 、 中堅 1/3

国内回帰について（第10回より対象）

- 「国内回帰」とは、海外で製造等する製品について、その製造方法が先進性を有する国内生産拠点を整備することを指します。
- 「国内回帰」に該当するためには、海外製造等要件、導入設備の先進性要件、売上高10%要件の3つを満たす（＝事業計画において示す）必要があります。

国内回帰の定義

中小企業等が海外で製造等する製品について、その製造方法が先進性を有する国内生産拠点を整備すること

※「国内回帰」では、海外の生産拠点を閉じることまで要件として求めておりません。

国内回帰に該当するためには（事業計画で示す事項）

- ①国内回帰に該当するためには、海外で製造・調達している製品について、国内で生産拠点を整備する必要があります。なお、中小企業等が取引先から要請を受けて、取引先が海外から調達している製品を製造する生産拠点を国内で整備する場合、要件を満たせば、特例的に対象となります。**【海外製造等要件（詳細は次ページ）】**
- ②国内回帰に該当するためには、事業による製品の製造方法が先進性を有するものである必要があります。**【導入設備の先進性要件】**
- ③3～5年間の事業計画期間終了後、本事業により製造する製品の売上高が総売上高の10%(又は総付加価値額の15%)(※)以上となる計画を策定することが必要です。**【新事業売上高10%等要件】**

(※) 10%は申請するための最低条件です。本事業により製造する製品の売上高がより大きな割合となる計画を策定することで、審査においてより高い評価を受けることができる場合があります。直近の事業年度の決算において、売上高が10億円以上であり、かつ、事業再構築を行う事業部門の売上高が3億円以上である場合には、当該事業部門の売上高の10%（又は総付加価値額の15%）以上でも要件を満たします。

国内回帰_海外製造等要件

海外製造等要件については、①海外で製造・調達している製品であること、②国内に生産拠点を整備する計画であるということの2点を事業計画や添付書類においてお示ください。

海外製造等要件についてお示しいただく事項

① 海外で製造・調達している製品であること

事業により製造する製品について、事業を行う中小企業等（申請者）が海外で製造・調達している製品であることを、以下のa及びbによりお示ください。

a：当該製品について、2020年1月以降に海外で製造または海外から調達されていた実績があること

（例：2020年～2024年の各年における海外生産量または調達量 等）

b：2020年1月以降の当該製品の納品があった事実

（例：上記を満たす、1つの取引に関する納品の事実を示す書類 等）

※全ての取引の実績を示す必要はありません。

※1 日本語以外の場合は、日本語訳を添付すること。

※2 申請者が取引先から要請を受けて、取引先が海外から調達している製品を製造する生産拠点を国内で整備する場合は、上記a及びbは取引先についてのものであること。

② 国内に生産拠点を整備する計画であること

国内で整備する生産拠点の概要（整備場所、面積等）及び当該国内生産拠点において製造する製品の生産計画をお示ください。

地域サプライチェーン維持・強靱化について（新規）

- 「地域サプライチェーン維持・強靱化」とは、地域のサプライチェーンにおいて必要不可欠であり、その供給に不足が生じ、又は、生ずるおそれのある製品について、その製造方法が先進性を有する国内生産拠点を整備することを指します。
- 「地域サプライチェーン維持・強靱化」に該当するためには、地域不可欠性要件、導入設備の先進性要件、売上高10%要件の3つを満たす（＝事業計画において示す）必要があります。

地域サプライチェーン維持・強靱化の定義

中小企業等が地域のサプライチェーンにおいて必要不可欠であり、その供給に不足が生じ、又は、生ずるおそれのある製品について、その製造方法が先進性を有する国内生産拠点を整備すること

地域サプライチェーン維持・強靱化に該当するためには（事業計画で示す事項）

- ① 地域サプライチェーン維持・強靱化に該当するためには、地域のサプライチェーンにおいて必要不可欠であり、その供給に不足が生じ、又は、生ずるおそれのある製品について、国内で生産拠点を整備する必要があります。

【地域不可欠性要件（詳細は次ページ）】

- ② 地域サプライチェーン維持・強靱化に該当するためには、事業による製品の製造方法が先進性を有するものである必要があります。【導入設備の先進性要件】

- ③ 3～5年間の事業計画期間終了後、本事業により製造する製品の売上高が総売上高の10%（又は総付加価値額の15%）（※）以上となる計画を策定することが必要です。【新事業売上高10%等要件】

（※）10%は申請するための最低条件です。本事業により製造する製品の売上高がより大きな割合となる計画を策定することで、審査においてより高い評価を受けることができる場合があります。直近の事業年度の決算において、売上高が10億円以上であり、かつ、事業再構築を行う事業部門の売上高が3億円以上である場合には、当該事業部門の売上高の10%（又は総付加価値額の15%）以上でも要件を満たします。

地域サプライチェーン維持・強靱化_地域不可欠性要件

地域不可欠性要件については、①地域のサプライチェーンにおいて必要不可欠であり、その供給に不足が生じ、又は、生ずるおそれのある製品であること、②国内に生産拠点を整備する計画であるということの2点を事業計画や添付書類においてお示ください。

地域不可欠性要件についてお示しいたぐ事項

① 地域のサプライチェーンにおいて必要不可欠であり、その供給に不足が生じ、又は、生ずるおそれのある製品であること

事業により製造する製品について、地域のサプライチェーンにおいて必要不可欠であり、その供給に不足が生じ、又は、生ずるおそれのある製品であることをお示ください。

○本事業（本事業により製造する製品）が地域のサプライチェーンにおいて必要不可欠であり、その供給に不足が生じ、又は、生ずるおそれのあることを事業計画書表紙等でお示ください。

○本事業で取り組む分野が地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下、地域未来投資促進法）に基づく地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画（以下、基本計画）又は地方公共団体が独自に策定する産業戦略において当該地域の重要産業として位置づけられていることをお示ください（当該計画等に明確に記載があり、客観的に判断できること）。

a：地域未来投資促進法に基づく基本計画における地域の特性の活用戦略に沿った事業であること

（例：〇〇県基本計画_〇〇産業の集積を活用した成長ものづくり分野）

b：地方公共団体が独自に策定する産業戦略に沿った事業であること

※1 「産業戦略」の呼称は下記の例のように表現は限定しない。

（例：〇〇県産業戦略、〇〇県〇〇産業振興ビジョン、〇〇市産業指針、〇〇町工業振興計画 等）

※2 地方公共団体のホームページで対外的に公表されているものに限る。

※3 当該戦略の記載内容において、地域における重要産業が特定されているものに限る。

・aかつbの場合は地域重要度加点

② 国内に生産拠点を整備する計画であること

国内で整備する生産拠点の概要（整備場所、面積等）及び当該国内生産拠点において製造する製品の生産計画をお示ください。

参考：比較表（地域サプライチェーン維持・強靱化（左）/国内回帰（右））

		サプライチェーン強靱化枠	
類型名	地域サプライチェーン維持・強靱化（新規）	国内回帰	
概要	地域のサプライチェーンにおいて必要不可欠であり、その供給に不足が生じ、又は、生ずるおそれのある製品の生産	海外で製造等する製品の国内回帰	
要件	事業再構築指針に示す「 地域サプライチェーン維持・強靱化 」の定義に該当する事業であること【 事業再構築要件 】	事業再構築指針に示す「 国内回帰 」の定義に該当する事業であること【 事業再構築要件 】	
	<p>地域のサプライチェーンにおいて必要不可欠であり、その供給に不足が生じ、又は、生ずるおそれのある製品※について、国内で生産拠点を整備すること【地域不可欠性要件】</p> <p>※本事業により製造する製品が地域のサプライチェーンにおいて必要不可欠でありその供給に不足が生じ、又は、生ずるおそれのあることが事業計画書表紙等で示されていること。 ※地域未来投資促進法に基づく基本計画又は地方公共団体が独自に策定する産業戦略において当該地域の重要産業として位置づけられていること。</p>	<p>海外で製造・調達している製品について、国内で生産拠点を整備すること【海外製造等要件】</p> <p>※ただし、事業を行う中小企業等が取引先から要請を受けて、取引先が海外から調達している製品を製造する生産拠点を国内で整備する場合も特例的に対象とみなす。</p>	
要件	事業による製品の 製造方法が先進性 を有するものであること【 導入設備の先進性要件 】		
	製造する製品の売上高が 総売上高の10% （又は事業による付加価値額が総付加価値額の15%）以上となること【 新事業売上高10%等要件 】		
	事業計画について 金融機関等 又は認定経営革新等支援機関の 確認 を受けていること。ただし、補助事業の実施にあたって金融機関等から資金提供を受ける場合は、資金提供元の金融機関等から事業計画の確認を受けていること。【 金融機関要件 】		
	補助事業終了後 3～5年で付加価値額の年平均成長率5.0%以上 増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年平均成長率5.0%以上増加する見込みの事業計画を策定すること【 付加価値額要件 】		
	取引先から 国内での生産（増産） 要請があること（事業完了後、具体的な商談が進む予定があるもの。）【 国内増産要請要件 】		
取り組む事業が、 過去～今後のいずれか10年間で、市場規模が10%以上拡大する業種・業態 に属していること（ただし製造業に限る。）【 市場拡大要件 】			
下記の要件をいずれも満たしていること【 デジタル要件 】			
(1)経済産業省が公開する D X 推進指標 を活用し、 自己診断 を実施し、結果を独立行政法人情報処理推進機構（IPA）に対して提出していること。			
(2)IPAが実施する「 SECURITY ACTION 」の「 ★★ 二つ星 」の宣言を行っていること。			
交付決定時点で、 設備投資する事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高いこと 。ただし、新規立地の場合は、当該新事業場内最低賃金が地域別最低賃金より30円以上高くなる雇用計画を示すこと。【 事業場内最低賃金要件 】			
補助事業終了後 3～5年で給与支給総額を年率平均2%以上 増加させること【 給与総額増加要件 】			
「 パートナーシップ構築宣言 」ポータルサイトにて、宣言を公表していること【 パートナーシップ構築宣言要件 】			

事前着手届出制度

- 第11回公募まで実施してきた事前着手制度は、**原則廃止**。
- ただし、経過措置として、第10回・第11回公募において、事前着手が可能であった事業類型の補助金交付候補者として不採択となった事業者が、第12回公募において、コロナ回復加速化枠又はサプライチェーン強靱化枠に申請する場合のみ、事前着手を可能とする。
- なお、**本経過措置をもって、事前着手制度は完全に廃止**する。

第12回公募で事前着手が認められる場合

- ① **第10回、第11回公募**において、**物価高騰対策・回復再生応援枠**又は**最低賃金枠**の補助金交付候補者として**不採択**となった事業者が、**第12回公募**において、**コロナ回復加速化（通常類型）**又は**コロナ回復加速化（最低賃金類型）**に申請する場合
- ② **第10回公募**において、**サプライチェーン強靱化枠**の補助金交付候補者として**不採択**となった事業者が、**第12回公募**において、**サプライチェーン強靱化枠**に申請する場合

※上記以外の場合については、いかなる理由であっても事前着手は認められません。

- ※第12回公募で認められる事前着手の対象期間は、令和4年12月2日以降です。（第10回・第11回公募と同様。）
令和4年12月1日以前に行われた購入契約（発注）等については、補助対象経費として認められませんので、ご注意ください。
- ※第12回公募の開始以前に既に事前着手届出が受理されている場合でも、再度届出を行い受理された場合に限り認められます。
- ※**交付決定前に事前着手が承認された場合であっても、補助金の採択を約束するものではありません。**また、採択された場合でも、**補助対象経費については、交付申請時に認められたものに限り**ますので、公募要領をよくご確認ください。